

誓 約 書

申請者及びその役員は、川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

(宛先)

川 崎 市 長

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（法：浄化槽法）
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しのあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しのあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

誓 約 書

申請者は、川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
第6条第1項第1号から第6号に該当しない者であることを
誓約します。

年 月 日

申 請 者

(宛先)

川 崎 市 長

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（法：浄化槽法）
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しのあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しのあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

浄化槽保守点検器具一覧表

条例で定める器具の名称		数量	その他の器具の名称		数量
1	水平器		1		
2	溶存酸素測定器具		2		
3	残留塩素測定器具		3		
4	汚泥沈殿率測定器具		4		
5	スカム厚測定用器具		5		
6	汚泥厚測定用器具		6		
7	絶縁抵抗測定器又はテスター		7		
8	照明器具		8		
9	温度計		9		
10	透視度計		10		
11	水素イオン濃度測定器具		11		
12	亜硝酸イオン測定器具		12		
13	塩化物イオン濃度測定器具 (塩素イオン濃度測定器具)		13		
14	工具一式		14		
15	スクリーンカスかき落とし器具		15		
16	水中ポンプ		16		

浄化槽保守点検業務従事者名簿

ふりがな 氏 名	職 種	浄化槽管理士免状交付番号 及び交付年月日※ ¹	研修計画※ ² (研修の受講予定年度)
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		
	管理士・事務員・他		

※1 及び※2 浄化槽管理士の資格を有しない従事者は、空欄とする。

※2 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項に規定する研修の受講予定年度を記入する。